

商品概要説明書

項 目	内 容
商 品 名 (愛称)	<ul style="list-style-type: none"> 自由金利型定期預金 (M型) <単利型> (スーパー定期・・・300万円未満) (スーパー定期300・・・300万円以上)
販売対象	<ul style="list-style-type: none"> 個人、法人、法人格のない団体
期 間	<ul style="list-style-type: none"> 定型方式 1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年 期日指定方式 1か月超5年未満 定型方式の場合は預入時の申し出により自動継続(元金継続または元利金継続)のお取扱いができます。
預 入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	<ul style="list-style-type: none"> 一括預入 スーパー定期 1,000円以上300万円未満 スーパー定期300 300万円以上1,000万円未満 1円
払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以降に一括して払い戻します。
利 息 (1)適用金利 (2)利払頻度 (3)計算方法	<ul style="list-style-type: none"> 預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 なお、1,000円以上300万円未満、300万円以上の2段階において金額段階別金利設定を行い、各々の利率を適用します。 預入期間2年未満のものは満期日以降一括して支払います。 預入期間2年以上のものは、中間利払日(預入日から満期日の1年前の応答日までの間に到来する預入日の1年毎の応答日)以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率の70%)により計算します。 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
手 数 料	—

スーパー定期<単利型>

項 目	内 容																																													
付加できる特約	<ul style="list-style-type: none"> • 個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率) • 預入期間2年のものは中間払利息を定期預金とすることができます。 • 個人の有資格者の場合は、「非課税貯蓄申告制度(マル優)」の取扱いができます。 																																													
中途解約時の取扱い	<p>• この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。 当組合がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は、各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <table border="1" data-bbox="555 1021 1458 1585"> <thead> <tr> <th data-bbox="555 1021 737 1133">約定期間 預入して いた期間</th> <th data-bbox="737 1021 919 1133">3年未満</th> <th data-bbox="919 1021 1101 1133">3年以上 4年未満</th> <th data-bbox="1101 1021 1283 1133">4年以上 5年未満</th> <th data-bbox="1283 1021 1458 1133">5年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="555 1133 737 1196">6か月未満</td> <td data-bbox="737 1133 919 1196">解約日における 普通預金利率</td> <td data-bbox="919 1133 1101 1196">解約日における 普通預金利率</td> <td data-bbox="1101 1133 1283 1196">解約日における 普通預金利率</td> <td data-bbox="1283 1133 1458 1196">解約日における 普通預金利率</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 1196 737 1249">6か月以上 1年未満</td> <td data-bbox="737 1196 919 1249">約定利率×50%</td> <td data-bbox="919 1196 1101 1249">約定利率×40%</td> <td data-bbox="1101 1196 1283 1249">約定利率×10%</td> <td data-bbox="1283 1196 1458 1249">約定利率×10%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 1249 737 1303">1年以上 1年6か月未満</td> <td data-bbox="737 1249 919 1303">約定利率×70%</td> <td data-bbox="919 1249 1101 1303">約定利率×50%</td> <td data-bbox="1101 1249 1283 1303">約定利率×20%</td> <td data-bbox="1283 1249 1458 1303">約定利率×10%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 1303 737 1357">1年6か月以上 2年未満</td> <td data-bbox="737 1303 919 1357">約定利率×70%</td> <td data-bbox="919 1303 1101 1357">約定利率×60%</td> <td data-bbox="1101 1303 1283 1357">約定利率×20%</td> <td data-bbox="1283 1303 1458 1357">約定利率×20%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 1357 737 1411">2年以上 2年6か月未満</td> <td data-bbox="737 1357 919 1411">約定利率×70%</td> <td data-bbox="919 1357 1101 1411">約定利率×70%</td> <td data-bbox="1101 1357 1283 1411">約定利率×30%</td> <td data-bbox="1283 1357 1458 1411">約定利率×20%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 1411 737 1464">2年6か月以上 3年未満</td> <td data-bbox="737 1411 919 1464">約定利率×70%</td> <td data-bbox="919 1411 1101 1464">約定利率×90%</td> <td data-bbox="1101 1411 1283 1464">約定利率×30%</td> <td data-bbox="1283 1411 1458 1464">約定利率×20%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 1464 737 1518">3年以上 4年未満</td> <td data-bbox="737 1464 919 1518">—</td> <td data-bbox="919 1464 1101 1518">約定利率×90%</td> <td data-bbox="1101 1464 1283 1518">約定利率×60%</td> <td data-bbox="1283 1464 1458 1518">約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 1518 737 1572">4年以上 5年未満</td> <td data-bbox="737 1518 919 1572">—</td> <td data-bbox="919 1518 1101 1572">—</td> <td data-bbox="1101 1518 1283 1572">約定利率×60%</td> <td data-bbox="1283 1518 1458 1572">約定利率×60%</td> </tr> </tbody> </table>	約定期間 預入して いた期間	3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年	6か月未満	解約日における 普通預金利率	解約日における 普通預金利率	解約日における 普通預金利率	解約日における 普通預金利率	6か月以上 1年未満	約定利率×50%	約定利率×40%	約定利率×10%	約定利率×10%	1年以上 1年6か月未満	約定利率×70%	約定利率×50%	約定利率×20%	約定利率×10%	1年6か月以上 2年未満	約定利率×70%	約定利率×60%	約定利率×20%	約定利率×20%	2年以上 2年6か月未満	約定利率×70%	約定利率×70%	約定利率×30%	約定利率×20%	2年6か月以上 3年未満	約定利率×70%	約定利率×90%	約定利率×30%	約定利率×20%	3年以上 4年未満	—	約定利率×90%	約定利率×60%	約定利率×40%	4年以上 5年未満	—	—	約定利率×60%	約定利率×60%
約定期間 預入して いた期間	3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年																																										
6か月未満	解約日における 普通預金利率	解約日における 普通預金利率	解約日における 普通預金利率	解約日における 普通預金利率																																										
6か月以上 1年未満	約定利率×50%	約定利率×40%	約定利率×10%	約定利率×10%																																										
1年以上 1年6か月未満	約定利率×70%	約定利率×50%	約定利率×20%	約定利率×10%																																										
1年6か月以上 2年未満	約定利率×70%	約定利率×60%	約定利率×20%	約定利率×20%																																										
2年以上 2年6か月未満	約定利率×70%	約定利率×70%	約定利率×30%	約定利率×20%																																										
2年6か月以上 3年未満	約定利率×70%	約定利率×90%	約定利率×30%	約定利率×20%																																										
3年以上 4年未満	—	約定利率×90%	約定利率×60%	約定利率×40%																																										
4年以上 5年未満	—	—	約定利率×60%	約定利率×60%																																										
税 金	<ul style="list-style-type: none"> • 個人については分離課税20%、法人および法人格のない団体については総合課税が適用されます。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)となります。 																																													
金利情報	<ul style="list-style-type: none"> • 店頭窓口へお問い合わせください。 																																													
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> • 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 																																													

スーパー定期〈単利型〉

項 目	内 容
預金保険制度	<ul style="list-style-type: none"> ・預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。
苦情処理措置 ・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。 〔銚子商工信用組合本部相談窓口〕 電話番号：0120-725-362 受付日：月曜日～金曜日(祝日および当組合の休業日は除く) 受付時間：午前9時～午後5時 なお、苦情等対応手続については、営業店店頭掲示ポスターをご覧ください。当組合ホームページをご覧ください。 ホームページ https://www.choshi-shoko.co.jp/ ・紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター(電話：03-3581-0031) 第一東京弁護士会 仲裁センター(電話：03-3595-8588) 第二東京弁護士会 仲裁センター(電話：03-3581-2249) で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記銚子商工信用組合本部相談窓口またはしんくみ相談所までお申し出ください。またお客様から上記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客様からの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。 ① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。 ② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結びテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。 ※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。 〔一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所〕 電話番号：03-3567-2456 受付日：月曜日～金曜日(祝日および協会の休業日は除く) 受付時間：午前9時～午後5時 住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-5